福島町議会事務局組織規則

(目的)

第1条 福島町議会事務局(以下「事務局」)の組織を系統的に定め、事務の分 掌を明確にし、議会事務の能率的な運営を図ることを目的とする。 (組織)

第2条 事務局に次の職員を置く。

事務局長

書記

(係、職の設置)

- 第3条 事務局に議事係を置く。
- 2 前条に規定する書記は、次長、係長、主査、主任、主事、主事補、その他の職員とし、必要と認めるときは、その職を置く。

(事務の分掌)

- 第4条 議事係の事務分掌は、次のとおりとする。
 - (1) 本会議、協議会等
 - (2) 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会
 - (3) 議案、請願、陳情、その他付議事項
 - (4) 議決、決定事項の通知・報告
 - (5) 会議録、その他会議の記録調整
 - (6) 公印の保管
 - (7) 人事、諸給与
 - (8) 議員の歳費
 - (9) 予算、経理
 - (10) 規則、規程の制定・改廃
 - (11) 各種統計資料・情報
 - (12) 文書の収受、発送、保管
 - (13) 備品、消耗品の保管
 - (14) 議会関係各室、傍聴席の管理
 - (15) その他議事、庶務

(職務)

- 第5条 事務局長は、議長の命を受け局務を統括し、職員を指揮監督する。
- 2 次長は、事務局長を補佐し、局長に事故があるとき、欠けたときは、職務を代理する。
- 3 係長、主査は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督 する。
- 4 主任、主事、主事補は、上司の命を受けて事務に従事する。 (補則)
- 第6条 事務処理、職員の服務、その他については、福島町の諸規定の例による。

附則

- この規則は、昭和48年7月1日から施行する。 附 則(平成6年3月23日議会規則第1号)
- この規則は、平成6年4月1日から施行する。 附 則(平成16年4月1日議会規則第1号)
- この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成17年3月14日議会規則第1号)
- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成21年3月12日議会規則第2号)
- この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成24年3月2日議会規則第1号)
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成28年4月1日規則第16号)
- この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月19日議会規則第1号) 平成31年4月1日から施行する。